

ワ州基本法の研究 —中国法との比較を通じて— (2) 民法

The study of The basic law of the Wa state
— A way to make a comparative study of Chinese law — (2) Civil law

安田 峰 俊* 高橋 孝 治**
Minetoshi YASUDA Koji TAKAHASHI

Abstract : The Wa state, what is called, “Revolutionary based area” which is not ruled by the government exists in Myanmar. They have own law, “the basic law of the Wa state” there. This report will introduce it and then wants to elucidate the social system of the Wa state. There are the circumstances of the space, so it will introduce only a Civil law and considers it whether the Wa state’s Civil law. It will study them by comparing Chinese rules, because the Wa state is affected by China. This report is second report of the basic law of the Wa state.

Keywords : Southeast Asian law, Myanmar, Law of an army clique,
The Wa state, The civil law, The Chinese law

※本文において [] は直前の単語の中国語原文を示し、原則として初出にのみ付した。

1. はじめに

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という）のシャン州には「ワ自己管理管区（以下「ワ州」という。中国語では「佤邦」と表記される）」という地域がある¹。事実上、国際的に承認されていない政府による実効支配領域であるワ州においては、ミャンマーの政府法とは別の法である「佤邦基本法（試行）」（以下「ワ州基本法」という）が施行されている。このワ州基本法を通じて、ワ州社会の解明をすべく、筆者らは前稿・「ワ州基本法の研究—中国法との比較を通じて— (1) 総則」（『経営情報研究（多摩大学研究紀要）』（19号）71～86頁収録）を公表した。そこではワ州基本法第一章である「総則」について、ワ州基本法の母法となっている中華人民共和国の法（以下、中華人民共和国を「中国」と、中華人民共和国の法を「中国

* 多摩大学経営情報学部 School of Management and Information Sciences, Tama University

** 中国政法大学刑事司法学院博士課程 Criminal Justice College, China University of Political Science and Law

¹ この点に関する詳細は拙稿・安田峰俊＝高橋孝治「ワ州基本法の研究—中国法との比較を通じて— (1) 総則」『経営情報研究（多摩大学研究紀要）』（19号）72～73頁を参照。

法」という)との比較を行うという研究手法でワ州基本法「総則」について研究を行った。そして、「第二章以降の紹介・研究を行うことは筆者らの今後の課題でもある」とも述べた²。本稿は、ワ州基本法第二章である「民法」(以下「ワ州民法」という)を中国法との比較を通じて解明するものである。なお、ワ州基本法を研究することの詳しい意義やワ州の成立経緯、ワ州基本法の条文構造などは前稿71～77頁に示した通りである。

2. ワ州民法の全体構造

ここではワ州民法の全体構造の俯瞰と総則的な比較を行う。

2.1 ワ州民法の成立と内容

ワ州基本法は、中国法を元に作成したとされている³。ワ州では、1989年4月17日のワ州人民政府成立以降、様々な法規、法令を發布し、1993年5月20日にワ州「基本法」が頒布された(ワ州基本法第一章「総則」第6段落)⁴。しかし、このときのワ州「基本法」には、「民法」は制定されておらず、2003年12月24日のワ州基本法改正の際に、ワ州民法が制定されたとされる(ワ州基本法第一章「総則」第12段落)⁵。そのため、2003年時点での中国の民事法規などがワ州民法の参考にされたと考えられる。

ところで、中国においては2015年現在に至るまで「民法」が存在しない。中国では民法という単一の法典を用意せず、「民法通則(1986年4月12日公布。翌年1月1日施行)」、「物権法(2007年3月16日公布。同年10月1日施行)」、「契約法[合同法](1999年3月15日公布。同年10月1日施行)」、「担保法(1995年6月30日公布。同年10月1日施行)」、「不法行為責任法[侵權責任法](2009年12月26日公布。翌年7月1日施行)」などの単行法規を寄せ集めて民法的内容を構成している。しかし、ワ州民法は中国の民事法規のような構造を取らず、「民法」という名称を用いている。この点が中国の民事法規と大きく異なる点として挙げられる。しかし、2.2.で見えるように、ワ州民法は「民法」を名乗ってはいるものの、その内容は中国で民法の総則的内容について規定した「民法通則」を若干改変したものになっている(以下、「ワ州民法」以外の法律名は特に表記がない限り、全て中国の法律を表す)⁶。

中国をはじめとする社会主義国家は一般的に「家族に関する規定」を「民法」の一部とは捉えず、「家族法」という独立した分野を創設する⁷。ワ州基本法もその例に倣い、第四章に「婚姻法」を設けている。この点で形式的には社会主義法を踏襲している。しかし、ワ州民法には本来家族法の一部であるはずの「相続」の規定も設けてられており、その内容は中国が1985年に制定した「相続法[繼承法](1985年4月10日公布。同年10月1日施行)」の内容を参

² 拙稿・前掲註1) 83頁。

³ 陳英＝王双棟『“金三角”之星』緬甸佤邦民族教育出版社、2003年、124頁。

⁴ 拙稿・前掲註1) 77頁、84頁。

⁵ 拙稿・前掲註1) 85頁。

⁶ 民法通則の日本語訳は射手矢好雄(編集代表)『中国経済六法(2014年版)』日本国際貿易促進協会、2014年、203～217頁などを参照。

⁷ 福島正夫「社会主義の家族法原理と諸政策」福島正夫(編)『家族政策と法5 社会主義国・新興国』東京大学出版会、1976年、31頁。もっとも、中国では民法通則に家族関連法規を規定して以来、家族法を民法の一部と捉える説が支持されているとも指摘されている。木間正道＝鈴木賢[ほか]『現代中国法入門』(第6版)有斐閣、2012年、212頁。

考にしたと思われる。つまり、ワ州民法は民法通則と継承法が母法であり、「婚姻法」を別途設けてはいるが、相続の規定を設けているため社会主義民法の特色を若干外れたものとなっている。

2.2 ワ州民法の条文構成

ワ州民法全体の構成を民法通則の構成と比較した結果が（表1）である。ワ州民法は2.1で述べたように、民法通則の内容と非常に「近い」ものの民法通則には規定されていない相続に関する規定も含まれている。そのため、必要に応じて継承法の内容にも言及する。

（表1）

条文の内容	ワ州民法	民法通則（相続の項目のみ継承法）
基本原則	第1条～第5条	第1条～第8条
民事能力	第6条～第10条	第9条～第14条
住所	第11条	第15条
監護	第12条～第17条	第16条～第19条
失踪宣告および死亡宣告	第18条～第23条	第20条～第25条
個人経営および農村集団経済組織	第24条～第27条	第26条～第29条
個人組合	第28条～第29条	第30条～第35条
法人の一般規定	第30条～第32条、第40条	第36条～第40条
企業法人	第31条～第39条	第41条～第53条
民事法律行為	第40条～第46条	第54条～第62条
代理	第47条～第50条	第63条～第70条
財産所有権	第51条～第64条、	第71条～第83条
契約および債権	第65条～第72条、第87条～第88条、第90条	第84条～第91条
不当利得	第73条	第92条
事務管理	第74条	第93条
知的財産権	第75条～第77条	第94条～第97条
人身権	第78条～第81条	第98条～第105条
民事責任	第82条～第86条、第89条、第107条	第106条～第116条、第128条～第132条、第134条
不法行為	第91条～第102条、第106条	第117条～第127条、第133条
相続	第103条～第105条	※継承法第5条～第16条
民事訴訟	第108条～第110条	第135条～第141条
涉外民事関係		第142条～第150条
附則		第151条～第156条

（表1）からも明らかなように、相続の規定以外はワ州民法は、民法通則とほぼ対応関係にある。しかし、ワ州民法には民法通則には規定されている「涉外民事関係」の規定が一切ない。

涉外民事関係とは本来、私人間同士の貿易など国外との民事関係に関する規定である。ワ州はかつて世界最大級のアヘンの生産地であり、世界の地下経済への一定の影響力を有した歴史を持ってはいるが⁸、公的な涉外民事関係を持つ国は極めて少ない。しかし、ワ州の公用語は中国語であり、通貨も人民元を用いるなど中国（特にワ州に隣接する雲南省）とは政治経済の両面で関係が密接である⁹。それにも関わらず、民法通則を通じて「涉外民事関係」の条文の知識を持ちながら、あえてワ州民法にこれを持ち込まなかった点はワ州民法の特殊な点として挙げられる。この点、ワ州が「涉外民事関係」に関する条文の導入を拒絶する理由としては、「ワ州は国家である」という印象を与えかねない「涉外」という表現を避けた可能性がある¹⁰。

2.3 ワ州民法の表現

ワ州民法を民法通則と比較すると、その表現手法に変化が認められる。具体的には「第○号」という表現を用いていない点と、条文数を少なくしようとしている点である。

第一の「第○号」の表現を避ける点であるが、法律は基本的に箇条書きなどの表現を使い、視角的な見易さを考慮するものである。ところが、民法通則では「号」を用いているにも関わらず、ワ州民法はこの表現を避けている。具体例として、ワ州民法第31条と民法通則第37条を挙げる。

ワ州民法第31条 法人は法により成立することが必須であり、必要な財産または経費があり、自己の名称、組織機構および場所があり、独立して民事責任を十分に負うことができることを条件とする。

民法通則第37条 法人は以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 法により成立すること
- (二) 必要な財産または経費があること
- (三) 自己の名称、組織機構および場所があること
- (四) 独立して民事責任を十分に負うことができること

ワ州民法第31条と民法通則第37条は内容に関して言えば全く同じだが、箇条書きなどの表現技法によりその読み易さは大きく異なる。さらに、ワ州民法が箇条書きを全く行っていないわけではなく、ワ州民法第44条、第45条などでは箇条書きを行っている。

第二の条文数を少なくする点は、民法通則では複数の条文になっている規定をワ州民法では一つに纏めているということである。具体例としてワ州民法第79条と民法通則第100条～第103条を挙げる。

⁸ 高野秀行『アヘン王国潜入記』集英社、2007年、16頁（集英社文庫）。

⁹ 例えば、ワ州がミャンマー政府と停戦合意を結ぶ際に、ワ州側は条件の一つとして中国側との国境を開放するという要望を出した（高野秀行・前掲註8）18頁）。また、ワ州で栽培されたアヘンは中国雲南省に大量に持ち込まれ、現金化されているとも言われている（楊紅屏＝張晴[ほか]「緬甸撣邦第二特区（佤邦）毒情研究」『雲南警察学院学報』（2010年第3期）24頁）。

¹⁰ もっとも、ワ州民法で「涉外」と「国家」を意識させる用語を使わなくても、ワ州基本法第一章「総則」で「国家分裂」など「ワ州は国家である」と宣言しているかのような表現を見ることができる。拙稿・前掲註3）81～82頁。

ワ州民法第 79 条 公民は肖像権を享有し、本人の同意を得ずに営利の目的のため公民の肖像を使用してはならない。公民、法人は名誉権を享有し、公民の人格尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗などの方法により公民、法人の名誉に損害を与えることを禁止する。公民法人は栄誉権を享有し、不法に公民、法人の栄誉称号を剥奪することを禁止する¹¹。

民法通則第 100 条 公民は肖像権を享有し、本人の同意を得ずに営利の目的のため公民の肖像を使用してはならない。

民法通則第 101 条 公民、法人は名誉権を享有し、公民の人格尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗などの方法により公民、法人の名誉に損害を与えることを禁止する。

民法通則第 102 条 公民、法人は栄誉権を享有し、不法に公民、法人の栄誉称号を剥奪することを禁止する。

このように、民法通則では複数の条文となっている規定がワ州民法では一つに纏められている。そのため、ワ州民法は一つの条文の中で、主語が変わることが頻繁に起こり、民法通則と比べ条文自体が煩雑になっている。そして、このような表現はワ州民法全体に多く見られる。(表 1) の通り、ワ州民法と民法通則の条文数は異なっている。しかし、このように民法通則の複数の条文をワ州民法では一つに纏めている箇所があり、民法通則の条文を大幅に削除したわけではない(大幅に削除している箇所もある)。

このような「『号』の削除」および「複数の条文をまとめて、主語が頻繁に変化する」ことから「条文自体が読みにくいものになって」いる。ワ州では、読み書きができる者こそ多いが、高等教育機関が存在せず、複雑な文章の解釈に長じた者は多くない¹²。本来、法律を公布し、ある領域内の者に周知しようとするならば、その領域内の者に理解できるよう配慮することは当然である。しかし、読み書きが「得意」な者が少ない状況で、わざわざ民法通則にあった箇条書きや一文ごとに一つの条文とするといった技法を用いないことは、法律は公布するが、領域内の者に内容を理解してほしくなかったり、実際には法律を行使してほしくないという意図があるようにも思える。法律を公布し(形式的なものに過ぎないかもしれないが)施行しているにも関わらず、なぜワ州内で法律を行使してほしくないのかについては、2.4.で考察することとする。

2.4 「司法機関」という表現

民法通則で「人民法院」と表現している箇所は、ワ州民法では全て「司法機関」に置き換えられている(「人民法院」は日本の「裁判所」に相当する)。この差異からワ州には「人民法院」がないようにも思われるが、ワ州にも「法院」は存在する((図 1) 参照)。

つまり、ワ州内にも「法院」があるにも関わらず、ワ州民法上では「法院」という表現が避けられているのである。無論、「法院(裁判所)」以外の「司法機関」が規定の業務を担うとも読めるが、民事訴訟に関しても「司法機関」が行うことになっている(ワ州民法第 108 条、第 109 条)。これでは、「法院」としての機能に疑問を持たざるを得ない。

¹¹ ワ州民法第 79 条の最後の一文の「公民法人」は原文のママである(「公民、法人」ではない)。

¹² 拙著・安田峰俊『独裁者の教養』講談社、2011 年、232 頁(星海社新書)。

思うに、「法院」は存在しているが、「裁判」などを行う技量が「法院」ではなく、「法院」とは別の「機関」で「法院が行うべきこと」を行う必要があるのではないだろうか。中国も司法が「行政的」であるとの指摘があり¹³、その原因の一つに裁判員の資質と専門的能力水準の低さ、法的紛争に対する判定者としての力量と権威を持ち合わせていないことがあるとの指摘もある¹⁴。ワ州も同様で、「法院」はあっても、法院の運営を担う者の力量、権威が著しく低く、通常期待



(図1) ワ州高級法院での記念写真(鮑有祥(主編)『和平建設 繁榮發展 緬甸第二特區(佤邦) 和平建設二十周年志慶』今日佤邦雜誌社、2009年、283頁より)

されている裁判所の機能を担うことができないのではないだろうか。すなわち、「法院」以外の全ての「司法機関」も連携して業務を行う必要があるのではないかとと思われる¹⁵。

このように考えると次に、それでは「『法院』が裁判所としての機能を担うことができないのなら、なぜわざわざ『法院』を作ったのか」という疑問が浮かぶ。これはワ州の外部に対して、ワ州も「事実上の独立地域として」、法運用や裁判業務を行っていることを示す必要性ゆえであろうと考えられる。例えば、ワ州は中国の雲南省と法的な交流も盛んに行っている((図2)参照)¹⁶。そのため、ワ州にも「法律」や「法院」が形式的には必要だが、事実上も完全に形式的なものということである。そしてこれが、2.3.で考察を保留した「ワ州内で法律を公布し施行しているにも関わらず、法律の行使をして欲しくない」理由でもある。あえて踏み込んだ見解を述べるなら、法律は形式的には必要だが、その法律を元にワ州社会を運用するつもりは最初からないのではないかと考えられる¹⁷。

¹³ 鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーショナル的法文化—」アジア法学会(編)、安田信之=孝忠延夫(編集代表)『アジア法研究の新たな地平』成文堂、2006年、323頁。小口彦太『現代中国の裁判と法』成文堂、2003年、215頁、223頁など。

¹⁴ 小口彦太・前掲註13) 36頁。

¹⁵ 例えば、中国における「司法機関」には裁判所たる「人民法院」の他にも検察庁たる「人民検察院」も含まれるとされている。

¹⁶ この交流も恐らくは、ミャンマー政府との対立が武力対立に発展したときに、中国側に援助してもらうための根回しと思われる。実際に、中国の文化大革命期には中国共産党が武器支援を行い、ワ州の前身であるビルマ共産党による革命根拠地は軍事的な強勢を保っていた。工藤年博「ミャンマーの新展開—2010年選挙を控えて」工藤年博(編)『ミャンマー軍事政権の行方』日本貿易振興機構アジア経済研究所、2010年、序-9頁。

¹⁷ このように考えると、前稿で述べた「ワ州基本法が厳密な議論ができない程に曖昧な内容で規定されている」ことの原因も理解できる(拙稿・前掲註1) 82頁)。すなわち、「ワ州基本法」は「とりあえず」、「形式的に」制定されたものに過ぎないからである。もっとも、このように述べてしまうと、「ワ州基本法の研究」自体の意義が薄れてしまうようにも見える。しかし、「形式的なもの」とはいえ、どのようなルールを用意しているのか、という点に研究の意義が残されると考えられる。



(図2) ワ州検察院での中国雲南地方検察院との交流記念写真(鮑有祥(主編)『和平建設 繁榮發展 緬甸第二特區(佤邦) 和平建設二十周年志慶』今日佤邦雜誌社、2009年、283頁より)

2.5 ワ州民法と民法通則の差異

ワ州民法と民法通則はどの程度異なるのか。全体の大まかな差異をまとめると(表2)のようになる。なお、異なっている箇所は下線太字で示した。

(表2)

ワ州民法	民法通則
第1条→民法通則と比べ、立法目的に「 <u>社会主義現代化建設の事業発展のため</u> 」と「 <u>正確に民事関係を調整</u> 」という言葉が入っていない	第1条→立法目的は「公民、法人の合法的民事権益を保障し、 <u>正確に民事関係を調整し、社会主義現代化建設の事業発展のために、憲法およびわが国の実際の状況に応じ</u> 」ること
第2条→民事活動に、自主、 <u>平等</u> 、等価有償、誠実信用の原則の遵守を義務付け	第3条→民事活動に、自主、 <u>公平</u> 、等価有償、誠実信用の原則の遵守を義務付け
第4条→ <u>政策と法令を尊重</u>	第6条→ <u>法律を遵守し、法律がない場合、政策を遵守</u>
第7条→ <u>16歳</u> で成人。 <u>14歳</u> で成人擬制の規定あり	第11条→ <u>18歳</u> で成人。 <u>16歳</u> で成人擬制の規定あり
第19条→失踪人の未払い債務その他の費用についての支払い	第21条→失踪人の未払い <u>税金</u> 、債務その他の費用についての支払い
第24条→ <u>個人経営の診療所、病院、薬局などの医療従事者はワ州衛生局とは別に工商局に登録をして開業しなければならない。</u>	<u>該当条文なし</u>
第29条→組合の規定に関し、出資比率に応じた財産責任の規定がない	第35条→組合の規定に関し、出資比率に応じた財産責任の規定が <u>ある</u>
<u>該当条文なし</u>	第38条→ <u>法人の職権を代表する責任者は法人の法定代表者である。</u>

第 43 条→行為者は <u>司法機関</u> および相手方の同意を得て民事行為の解除または変更ができる	第 57 条→行為者は <u>法律の規定</u> または相手方の同意なくして民事行為の変更または解除をしてはならない
該当条文なし	第 60 条→ <u>民事行為の部分無効</u>
第 49 条→代理権がない場合、越権代理または代理人の職責不履行により被代理人に損失を与え、代理人と第三者が通謀して被代理人の利益に損害を与えた場合、代理人は <u>連帯責任を負う</u>	第 66 条→代理権がない場合、越権代理または代理権終了後の行為は被代理人の追認があった場合に被代理人は <u>民事責任を負う</u>
該当条文なし	第 70 条→ <u>法定代理</u> および <u>指定代理</u> の終了事由
第 52 条→所有権移転の時期は引渡しの日であるが、例外として法律に別の規定もしくは当事者間に別の <u>規定</u> がある場合	第 72 条→所有権移転の時期は引渡しのあるときであるが、例外として法律に別の規定もしくは当事者間に別の <u>約定</u> がある場合
第 53 条→ <u>政府財産</u> は <u>政府の所有</u> に属する	第 73 条→ <u>国家財産</u> は <u>全民の所有</u> に属する
第 55 条→公民の個人財産の例示に <u>車両</u> がある	第 75 条→公民の個人財産の例示に <u>車両</u> はない
第 57 条→ <u>宗教信仰の自由</u> 、 <u>民族風俗</u> および <u>民族習慣の自由</u> 、 <u>結社</u> 、 <u>集会</u> 、 <u>言論</u> 、 <u>通信の自由</u>	該当条文なし（ <u>憲法第 35 条</u> 、 <u>第 36 条</u> 、 <u>第 40 条</u> にはあり）
第 65 条→主語は「 <u>債権債務</u> 」	第 84 条→主語は「 <u>債</u> 」
第 69 条（一）→要求される質量が <u>不明</u> の場合は、 <u>政府の標準</u> に従い <u>執行</u> し、 <u>政府の標準</u> がない場合は通常標準または <u>隣国の標準</u> により <u>執行</u> するものとする。	第 88 条（一）→要求される質量が <u>不明確</u> の場合は、 <u>国家の質量標準</u> に従い <u>履行</u> し、 <u>国家の標準</u> がない場合は通常標準により <u>履行</u> するものとする。
第 71 条→ <u>利息制限の規定</u>	該当規定なし（ <u>関于</u> 人民法院審理借貸案件的若干意見第 6 条に類似規定あり）
第 77 条→ <u>鉱物の発見権</u>	第 97 条→ <u>単なる発見権</u> （ <u>鉱物</u> との限定はない）
第 79 条→主語は「 <u>公民法人</u> 」	第 102 条→主語は「 <u>公民</u> 、 <u>法人</u> 」
第 82 条→ <u>公民</u> 、 <u>法人</u> の <u>工事完了後</u> 、 <u>長期</u> に亘って <u>労働者の給与</u> を未払いにしていた場合、 <u>総額の 30%</u> を上乗せした額を労働者に <u>償還</u> するものとする	該当規定なし
第 83 条→ <u>不可抗力</u> の場合は <u>民事責任</u> を負わないが、 <u>法律政策</u> に別の規定がある場合は除く	第 107 条→ <u>不可抗力</u> の場合は <u>民事責任</u> を負わないが、 <u>法律</u> に別の規定がある場合は除く
第 93 条→他者の身体を侵害した場合の支払うべき賠償の例示に <u>看護費</u> がある	第 119 条→他者の身体を侵害した場合の支払うべき賠償の例示に <u>看護費</u> はない
第 102 条→ <u>医療事故</u> による <u>特殊な民事責任の規定</u>	該当条文なし
第 105 条→ <u>相続財産の範囲</u>	該当条文なし
第 108 条→品質不合格製品を販売しても声明を出していない場合には <u>短期の訴訟時効</u> には <u>かからない</u>	第 136 条→品質不合格製品を販売しても声明を出していない場合には <u>短期の訴訟時効</u> に <u>かかる</u>

ここからは(表2)で示したワ州民法と民法通則の大まかな差異のうち、いくつかを取り上げ、検討を行うこととする。

3. 「基本原則」の比較

ここではワ州民法と民法通則のうち「基本原則」に関する条文について検討する。

3.1 「正確さ」と「公平さ」

民法通則第1条は法律の目的を「公民、法人の合法的民事權益を保障し、正確に民事關係を調整し、社会主義現代化建設の事業發展のために、憲法およびわが国の實際の状況に依じて」定めるとしている。これに対して、ワ州民法第1条では法律の目的を「公民、法人の合法的民事權益を保障し、平等な主体である公民間、法人間、公民および法人の間の財産關係および人身關係の調整を行い、ワ州の實際の状況に基づき、ワ州の民事活動の實踐經驗を總括するため」としている。ワ州民法と民法通則の目的条文の比較からは、ワ州は民事關係の處理は「正確」でなくてもよく、また「社会主義現代化建設」を宣言しなくてもいいことになる¹⁸。

また、民法通則では基本原則として、自主、公平、等価有償、誠実信用の原則を上げている(第4条)。ワ州民法ではこのうち「公平」に代わって「平等」が規定されている(第2条)。ところが民法通則では、別の条文で当事者間の地位の平等も規定しているため(第3条)、總括すると、ワ州民法に「公平」の原則のみが規定されていないことになる。

このことから、ワ州民法の文言上はワ州では中国と比べ「正確さ」と「公平さ」が欠けているということになる。これは2.4.で考察したようにワ州では法執行を行う者の力量、權威が著しく低く「正確」かつ「公平」に法執行を行えないことを象徴しているように見える。

3.2 政策の法源性

民法通則第6条は「民事活動は法律を遵守しなければならず、法律の規定がない場合、国家の政策を遵守しなければならない」と規定している。これに対し、ワ州民法第4条は「民事活動は法律を必ず遵守し、ワ州政府の政策、法令を尊重し、民族の風俗、公共の利益、ワ州政府の經濟計画の破壊およびワ州の經濟秩序に騷乱を与えないことを尊重しなければならない」と規定している。つまり、条文の文言上は、中国は「まず法律があり、その次に政策がある」とするのに対し、ワ州は「法律を遵守し、政策も尊重する」となっている。ここからワ州も社会主義国の法理論である「政策の法源性」を具備していることを表しているように見える¹⁹。

しかし、中国では法律の文言上は「法律がない場合に政策を遵守する」となっているものの、実際には政策の方が法律に優先している場合が数多くある²⁰。これは、まず政策で社会運営を

¹⁸ ワ州民法に限らず、ワ州基本法「第一章 総則」も、中国憲法(1982年12月4日公布・施行。2004年3月14日最終改正。以下同じ)をモデルとしていると思われるにも関わらず、「社会主義」という言葉を用いていない。拙稿・前掲註1)79～80頁。

¹⁹ 福島正夫『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』日本評論社、1966年、26～27頁。高見澤磨「中華人民共和國における法源」『法制史研究』(40号)104頁。季衛東『現代中国の法変動』日本評論社、2001年、26頁。

²⁰ 高見澤磨=西英昭「中国法」北村一郎(編)『アクセスガイド外国法』東京大学出版会、2004年、297頁。田中信行(編)『最新中国ビジネス法の理論と実務』弘文堂、2011年、9～10頁。

実行してみて、その後に法律を後追いの形で作成するという中国の法作成の技法に原因がある²¹。しかし、「法律より政策が優先されるルールが存在していることを公然と認めること」への批判は無視できず²²、民法通則第6条の規定のような表現は批判に対する妥協としての産物と言える。しかし、法律ではない、非公開にされている可能性もある「政策」に法的効果を認める手法は中国では公然の「法」となっている²³。

しかし、民法通則と異なり、条文の文言上、政策も法律と同等としており、ワ州民法はより露骨である。さらに、不可抗力により民事責任を負わないという点はワ州民法も民法通則も同様であるが、民法通則第107条が「法律に別の規定がある場合は除く」としているのに対し、ワ州民法第83条では「法律政策に別の規定がある場合は除く」と、ここでも政策は法律と同等であることを条文上表現している。これでは、中国のように非公開の政策が出ていた場合には、ワ州民法の規定は用いられないことになる。とすると、やはり法律はとりあえず形式的に作ったものであり、仮に理解できる者が現れたとしても、「政策」により公然とワ州民法の規定とは異なる結論を出すことができるということが条文上も担保されているということである。

4. 「人」に関する比較

ここではワ州民法と民法通則のうち、自然人、組合および法人に関する条文を検討する。

4.1 行為能力者

中国では成人年齢は18歳であり、完全な民事上の行為能力を得る（民法通則第11条）。そしてこれを「完全民事行為能力者〔完全民事行為能力人〕」と呼ぶ。これに対して、ワ州では16歳で成人となり、完全民事行為能力者となる（ワ州民法第7条）。また中国では16歳以上で自己の労働による収入で生活を賄っている者は完全民事行為能力者とみなすとの規定があり、ワ州では14歳以上の者が同じ要件を満たすと完全民事行為能力者とみなされる。

また、中国では10歳以上の未成年者、ワ州では10歳以上14歳未満の者を制限行為能力者〔制限行為能力人〕とし、その事理弁識能力に応じた行為しか行うことはできず、その他の行為は法定代理人の代理を通じるか法定代理人の同意を得なければならないとされる（民法通則第12条第1項。ワ州民法第8条前段）。また、事理弁識能力のない精神病患者には行為能力は認められず、民事行為無能力者〔無民事行為能力人〕となり、事理弁識能力が不完全な精神病患者は、その者に相応する民事活動のみを行うことができる制限民事行為能力者〔制限民事行為能力人〕となる（ワ州民法第9条。民法通則第13条）。

中国で完全な行為能力を得る（いわゆる「成人」となる）年齢は一般的には18歳である。

²¹ 李偉群「中国における手形の有因・無因の議論」『名古屋大学法政論集』（179号）128頁。坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）—近代法の受容と拒絶—」『北大法学論集』（52号4巻）1230頁。山下昇『中国労働契約法の形成』信山社、2003年、10頁。

²² 高見澤磨＝西英昭・前掲註20）296頁。また、田中信行（編）・前掲註20）7頁は2011年に出された珠海デルタ地区の開発に関する条例で、「法律が劣後するルール」とした点が批判されたという具体例を挙げている。

²³ 高見澤磨『現代中国の紛争と法』東京大学出版会、1998年、12頁の註23）。もっとも、このような「非公開の法をはたして法と呼べるのか。それは法の形式矛盾でないのか」といった批判もある。小口彦太・前掲註13）87頁。

これに対しワ州は16歳である。ワ州はミャンマー政府とは政治・軍事的に緊張状態にあり²⁴、14歳から軍に入ることが「普通」と認識されている²⁵。その意味で、中国と比べ成人年齢を引き下げることが当然とも言える。逆に言えば、ワ州では法律上、自分で生活を支えられる収入があれば成人とみなされる14歳が「軍隊に入隊する」年齢と認識されていることになる。

ところで、中国の一定の16歳以上の者を成人とみなす規定は、義務教育を修了後すぐに労働を開始し、衣食住に関してその地方での一般的な生活水準を満たせる者には完全な民事行為能力を与えるべきとの趣旨からである²⁶。ここでは「その地方」としている点が重要で、中国は都市と地方で高等教育を受けられる人数について大きな格差がある²⁷。つまり、中国で成人とみなす年齢の規定は事実上義務教育修了後、就労するしかない人たちに用意された規定である。そうすると、中国は広大であるがゆえに一律に成人年齢を規定できず、弾力的な規定を導入したという言い方もできる。すると今度は、ワ州のような狭い領域しか持たない地域にこのような弾力的規定を用意する必要があるのだろうかという問題が生じる。むしろ、14歳から軍に入るのが「普通」と認識されている社会ならば、一律に14歳をもって成人とする方がワ州の現実に即しているようにも思われる。そもそもワ州で通常成人となる16歳という年齢の根拠は不明である。もちろん、若すぎる成人規定は国際的に批判されるので、この規定も中国雲南省などとの対外交流の際に摩擦を避けるようにとの意味で作られた規定とも思われる。

4.2 組合と法人

ワ州民法にも法人に関する規定がある。ただし、民法通則にある「組合の債務は組合員の出資比率または協議の約定により各自の財産をもって償還責任を負う」との規定（第35条）および「法人の職権を代表する責任者は法人の法定代表者である」との規定（第38条）がワ州民法には見られない。組合員各人が負う金銭的債務や法人の法定代表者については組合や法人が各自で決めればいとも言える。しかし、ワ州民法の参考にされたと考えられる民法通則に規定されているにも関わらず、それをわざわざ削除したという点は注目しておきたい。

5. 民事行為および代理に関する比較

ここではワ州民法と民法通則のうち、民事行為および代理に関する条文を検討する。

5.1 民事行為の変更または解除

民事行為は当事者同士の約定のみで効力が発生する点はワ州民法および民法通則に共通する（ワ州民法第43条前段。民法通則第56条前段）。ところで、効力発生した民事行為の内容を変

²⁴ 一応はミャンマーの政府とは停戦合意が締結されていた。しかし、2008年のミャンマーの憲法改正および2009年8月にワ州と同様の体制を作っていたコーカン州がミャンマー政府に制圧されたことから、2009年以降は再び緊張状態となっている。拙稿・前掲註1) 76頁。

²⁵ 拙著・前掲註12) 229頁。なお、同書228頁では、9歳から軍に入った者についても言及している。

²⁶ 羅思榮（主編）『民法』浙江大学出版社、2008年、86頁。

²⁷ 例えば、大学入学についてであるが北京市、上海市、天津市などの直轄市では人口1万人ごとの大学入学者数は大きく増えているにも関わらず、チベット自治区〔西藏自治区〕、甘肅省、青海省、貴州省などでは人口1万人ごとの大学入学者数は全国平均を大きく下回っていると指摘されている。袁振国「縮小教育差距 促進教育和諧發展」『教育研究（華東師範大学）』（2005年7期）5頁。

更または解除する場合も当事者の合意があれば可能はずだが²⁸、ワ州民法によればこの場合「司法機関および相手方の同意」が必要である（ワ州民法第43条後段）。つまり条文の文言から言えば、ワ州では双方の合意があっても司法機関の同意がない場合には民事行為の解除や変更ができないことになる。

この規定から、「領域内で行われている行為を政府が全て管理する」という計画経済的発想があるように思われるが、民事行為を新たに行う場合には、条文の文言上「司法機関の合意」が不要であるため、そのような発想があるとは考えにくい。さらに、民事行為に関して論理矛盾を持っている条文は他にもある。例えば、民法通則第72条は所有権の移転時期に関して要物主義を採用し、実際に取引の対象物の引渡時に所有権が移転するとし²⁹、例外として法律に別の規定もしくは当事者間に別の約定があるときはそれに従うとしている。これに対し、ワ州民法第52条では、所有権の移転は対象物の引渡しの日であり、例外として法律に別の規定もしくは当事者間に別の「規定」があるときとしている。規定という用語は、「約定」とは異なり、法律の条文や契約書で用いられる用語である。つまり、原則は先に説明したように「約定のみで効力が発生する」はずにも関わらず、所有権移転時期を引渡し日以外にする場合は「契約書を作成しなければならない」という意味になり、論理矛盾がある。

5.2 代理行為における損害賠償

民法通則第66条第1項前段は「代理権がない場合、越権代理もしくは代理権終了後の行為は被代理人の追認があった場合に被代理人は民事責任を負う」としている。さらに、これと同じ要件で合同法第49条は表見代理として、「相手方がその行為が有権代理であると信じる相当の理由がある場合は、当該代理行為は有効」とし³⁰、民法通則の規定と矛盾が見られる³¹。

これに対し、ワ州民法第49条では「代理権がない場合、越権代理もしくは代理人の職責不履行により被代理人に損失を与え、代理人と第三者が通謀して被代理人の利益に損害を与えた場合、代理人は連帯責任を負う」としている。一見民法通則第66条の規定を改変しているワ州民法第49条であるが、無権代理人または代理人と第三者の責任について規定しており、今まで民法通則に「妙な改変」をしてきたワ州民法が「まとも」とも言える新しい規定を作っている。しかし、民法通則に規定されている表見代理制度は、ワ州民法は規定していない。

6. 財産権および債権債務関係

ここではワ州民法と民法通則のうち、財産関係に関する条文を検討する。

²⁸ 民法通則第57条もそのように規定している。これは日本においても同じである。川井健『民法概論1(民法総則)』(第4版)有斐閣、2008年、126頁。

²⁹ 梁慧星=陳華彬『物権法』(第4版)法律出版社、2007年、84頁。

³⁰ 越権代理、代理権終了後の代理については日本も表見代理の成立を認めている。しかし、日本では単に「代理権がなく、相手方がその行為が有権代理であると信じる相当の理由がある」場合には表見代理は成立せず、「代理権授与の表示」があったことが必要である。この点、中国は日本より権利保護よりも取引の安全を重く見ていると言える。内田貴『民法I 総則・物権総論』(第4版)東京大学出版会、2008年、182～183頁。

³¹ 王利明(主編)『民法』(第5版)中国人民大学、2010年、136頁。田中信行(編)・前掲註20)60頁。

6.1 政府財産

民法通則第72条第1項は「国家財産は全民の所有に属する」としている。これに対しワ州民法第53条では「政府財産は政府の所有に属する」としている。民法通則の規定は社会主義民法としては当然とも言える内容である。しかし、今まで社会主義法を思わせる規定を置いていたワ州民法が、ここで政府財産はワ州人民ではなく政府の所有であることを宣言している。ここにワ州の統治者である鮑有祥にとってのワ州の位置づけが表れていると言える。社会主義国家は元来民主主義や人権などの概念を否定する代わりに、政府は「人民のためのもの」であり、政府財産も「人民のもの」であることを強調する。ところが、全般的に社会主義法の特徴を持っているにも関わらず、政府財産は「政府のもの」であることを主張している。ここからワ州は統治者による事実上強権的・専制的な「軍閥」と言える。

また、民法通則の「国家財産」という文言をワ州民法では「政府財産」と表現している点から、ミャンマー政府に対して「国家」という表現を避けているという配慮が見える³²。同様の配慮は、ワ州民法第69条にも見られる（ワ州民法第69条では「政府の標準」という文言を使っており、これに対応している民法通則第88条は「国家の標準」という文言を使っている）。

6.2 信仰、民族習慣、結社、集会、言論、通信の自由

ワ州民法第57条は「法律の認可の下、公民は宗教信仰の自由を持ち、民族の風俗および民族の慣習を継承する自由を持ち、結社、集会、言論、通信の自由も持つ」と財産所有権に関する規定の中に唐突に「憲法的な権利」を規定している。憲法を思わせるワ州基本法「第一章総則」には規定されていなかった「憲法的な権利」は民法の一部として規定されているのである。

これらの権利規定がワ州民法上に規定されている意味について考察しなければならない。ワ州民法は「公民、法人の合法的民事権益を保障し、平等な主体である公民間、法人間、公民および法人の間の財産関係および人身関係の調整を行」うための規定である（ワ州民法第1条）。このことを考慮すれば「私人間同士では」これらの権利は「法律の範囲内で」認められるということになる。すなわち、一般人が他者から特定の信仰や慣習、結社などを強制されない権利を持っているということである。当然に「私人ではないワ州人民政府」が行う行為にはこの権利保障の枠の外にあると考えられる。つまり、これも「ワ州人民政府はワ州人民の権利保障を行なうつもりはないが、対外的に権利を規定しておく必要があった」と考えられる。

また、中国憲法第35条（中華人民共和国の公民は、言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する）および第36条第1項（中華人民共和国の公民は、宗教信仰の自由を有する）と比較しても、ワ州民法第57条には「法律の認可の下」という留保があり、権利制限が露骨となっている。

6.3 「債」

民法通則では「債」という言葉が使われている。「債」とは、「契約の約定または法律の規定に基づき、当事者間に形成した特定の権利および義務関係」をいい（民法通則第84条）、日本語での「債権債務」と同等とも言える概念である。しかし、「債権」という用語を用いると「債権者の義務を軽視し、または債権者と債務者との相互に権利および義務関係にあることを無視

³² このような点は、ワ州基本法「第一章 総則」にも見られる。拙稿・前掲註1) 79頁。

する恐れがあるため、中国では「債」という用語を用いている³³。これに対しワ州民法第 65 条は「債権債務とは、契約の約定または法律の規定に基づき、当事者間に形成した特定の権利および義務である」としている。ここでワ州民法は民法通則とは異なり、「債権債務」という用語を使い、それは「権利および義務『関係』」ではなく「権利および義務」であるとしている。

「権利および義務『関係』」が、権利としての側面を強調しないように「債」と定義されているならば、単なる「権利および義務」については「債権債務」と定義づけられるべきである。その意味で、ワ州民法と民法通則における定義は矛盾せず、用語が粗雑であったワ州基本法が、この点に関しては粗雑ではない。また、なぜワ州民法が「債」を定義せずに「債権債務」のみを定義したのかと言えば、債権者〔債権人〕は「債権を持つ者」と債務者〔債務人〕は「債務を負う者」であるという意味を分かり易くするために「債」という用語を避けたものと考えられる。ワ州には読み書きが得意な者が多くないため、このような配慮は当然のことでもある³⁴。

6.4 利息制限と医療事故の賠償

ワ州民法第 71 条には「合法的賃借関係とはワ州銀行の同期間の利息の 2 倍を超えないものは法律の保護を受けるものとする。高利貸しの形式を持って賃借関係を形成することは、金融秩序を乱す行為であり法律の保護を受けられない」という規定がある。残念ながら「ワ州銀行」の利率が不明のため、実際にはどれほどの利率で利息制限がなされているのかは分からない。

ところで、民法通則にはこれに相当する規定が存在せず、相当する規定は「人民法院の貸借案件に関する若干の意見〔关于人民法院審理借貸案件的若干意見〕」（1991 年 7 月 2 日最高人民法院公布。以下「意見」という）という司法解釈の第 6 条にある。意見第 6 条は「民間貸借の利率は銀行の利率より高くすることができ、各地人民法院は当地の実際の状況に応じて具体的な把握をする。ただし銀行の同様の貸金利率の四倍（当該数字を含む）を超えてはならない。この限度を超えた場合、超えた部分についての利息は保護を受けられない」としている。ここからワ州民法は民法通則のみならず司法解釈も参考にしていた可能性がある。そうすると、ワ州人民政府はかなりの労力を投入してワ州基本法を作成していたようにも思われる。

中国では金銭貸借の利息制限が銀行の 4 倍までなのに対し、ワ州が 2 倍となっているのはワ州が中国と比べ貧しく、より強く民衆保護をする必要があるからであろう。つまり、ワ州人民政府も中国と同じく独裁体制であるがゆえに、民衆の不満を極力消し、政権が権力の座から引きずり降ろされないようにしているものと思われる³⁵。そう考えると、他者の身体を侵害した場合に支払うべき賠償の例示に、ワ州民法第 93 条には「看護費」が挙げられているにも関わらず、類似する規定である民法通則第 119 条にはこれが挙げられていない点も同じ理由と考えられる。ワ州は「看護費の賠償」も法律の文言で例に挙げる必要があるほど貧しいのである。

またワ州民法第 102 条には「医療事故によりワ州衛生処が負う民事責任は、医療事故の技術

³³ 熊達雲『現代中国の法制と法治』明石書店、2004 年、317 頁。

³⁴ 「債」という用語を使わないことに関しては、このように捉えることに合理性があると考えられるが、そうすると、2.3. で考察したような「領域内の者に内容を理解してほしくない」という考察と矛盾が生じる。これについては、7. でまとめて考察することとする。

³⁵ この表現は、寺田浩明＝王晨〔ほか〕『中国における非ルール型法のゆくえ—中国法の変容と不変：非ルールの法との対話—』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、2014 年、92 頁（電子ブック〈<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf>〉）より示唆を受けた。

鑑定の後、司法機関により決裁が進行するものとする」という規定があり、これに類似する規定は中国には見られない。これは、医療に関する民事責任は全て司法機関による判断が必要を通さないといけないという意味であり、医療事故の民事責任を制限するための規定と思われる。つまり、医療事故は一般的に賠償額が巨額になるため、ワ州のように狭く隔絶された領域で「賠償額が巨額になるため医療に従事することを躊躇する者」が多くなれば、医療面からワ州の存続に関わる。またワ州人民政府が病院などを経営しても、巨額の賠償を請求されれば、やはりワ州人民政府の財政が破綻することになる。特にワ州では中国の人民元が通貨になっており、ワ州内の通貨供給量を政府が決めることができないため、この問題は深刻であり、このような問題を解決するために設けられた規定と考えられる。

総括すると、ワ州も中国と同じく「民衆の不満」を消すための規定が見られるがワ州の事情から全ての内容について民衆保護のための規定が置かれているわけではないということである。

6.5 鉱物の発見権

民法通則の知的財産〔知識産権〕の章である第97条には「公民は自己の発見に対して発見権を持つ」と規定されている。同様の規定はワ州民法第77条にもあるが、ワ州民法ではさらに続けて「政府に報告し批准を受けた発見者は、優先採掘および利用をすることができ、発見者が採掘、利用の能力を持っていない場合、政府は物質的奨励を与えるものとする」としている。つまり、民法通則が知的財産の発見権を規定しているのに対し、ワ州民法は鉱物資源の発見権を規定している。これは、ワ州は鉱物資源が豊富なためと思われる。また、中国では憲法第9条および鉱産資源法(1986年3月19日公布。同年10月1日施行。1996年8月29日改正)第3条が鉱物資源については「国家の所有に属する」と定めている。ワ州民法は鉱物資源に関し「所有」ではなく「利用」という用語を使っており、鉱物資源の所有権はワ州人民政府にある可能性がある。しかし、実態は「所有」と変わらない取扱いがされていると考えられる³⁶。

また、ワ州民法第55条および民法通則第75条は公民の「個人財産」について規定し、その例示も挙げている。民法通則では「合法的な収入、家屋、貯蓄、生活用品、文物、図書資料、材木、家畜および法律で許可された公民所有の生産資料およびその他合法の財産」を挙げており、ワ州民法はさらに「車両」も挙げている。ここから、ワ州では「車両」が非常に重要な民衆の個人財産(交通手段)であるということを表している。

7. おわりに

ワ州民法について検討してきた。ワ州基本法「第一章 総則」で筆者らは、ワ州基本法は『法律』としての体をなしていないほど粗雑なもの」と述べた³⁷。これは、用語の粗雑さから述べたのだが、ワ州民法を通じて明らかになったことは、「粗雑」さは用語に留まらず、法律自体についても同じことが言えるということである。例えば、2.4.では「法律も形式的には必要だが、その法律を元にワ州社会の運用をするつもりは最初からない」と述べた。このように考えれば用語に粗雑さがある点もその理由を説明できる。しかし、3.2.で述べたように「公然とワ

³⁶ 中国の特に土地における「所有権」と「使用権」の違いについては、小田美佐子『中国土地使用権と所有権』法律文化社、2002年、34～48頁が詳しい。

³⁷ 拙稿・前掲註1) 83頁。

州民法の規定とは異なる結論を出せることが条文上も担保されて」いたり、6.4.で述べたような「『民衆の不満』を消すための規定」を用意し、そのために中国の司法解釈を参考にしたり、6.3.で述べたように「債」という用語の使用を避けていたりする。

これらの点から、ワ州民法の背景思想自体も粗雑と言える。しかし、これはワ州基本法の立法思想が途中で変化したためとも考えられる。すなわち、「形式的に」法を作成した時期もあったが、こと人民の社会不満を解消する（＝政権の存続に直結する）目的に合致する分野においては「ワ州のために心血を注いで」法を作成した時期もあったということである。

ワ州民法を検討した結論は、「ワ州基本法は用語にとどまらず、その背景思想にも粗雑な点がある」ということである。このような点は本稿が指摘した点のみなのか、それともまだ多く存在しているのか、これはワ州基本法第三章以降の研究を通じてさらに明らかにしていきたい。

※本稿は紙幅の都合上、参考文献の一覧を省略する。ただし、本稿執筆にあたり参考にした資料は全て脚注内に表示されている。また、資料としてのワ州民法の条文紹介は稿を改めて行うことにする。